

「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）

- ◇ 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（次ページの「イメージ図」参照。）
- ◇ 「新しい公共」の主役は国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たにし、ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。ひとりでは到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇ 企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起きている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作る事は、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇ 「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
 - ・税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進め、特に、円卓会議における総理からの指示（税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人）を踏まえて検討を進める事を強く期待する。
 - ・関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る事、および、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要。
 - ・国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設することが必要。
 - ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進をすることが望まれる。
- ◇ 「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。
- ◇ なお、今後の政府等の対応などをフォローアップし、また、「新しい公共」について引き続き議論をする場を設けることが望ましいと考える。

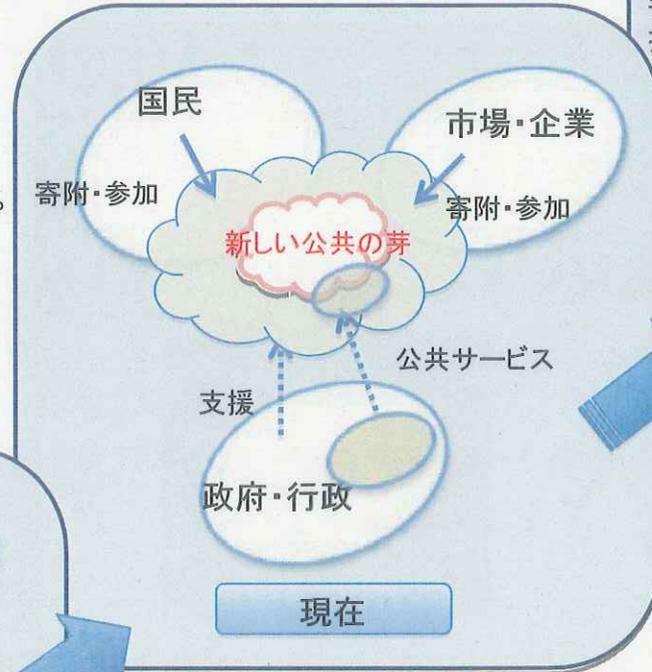
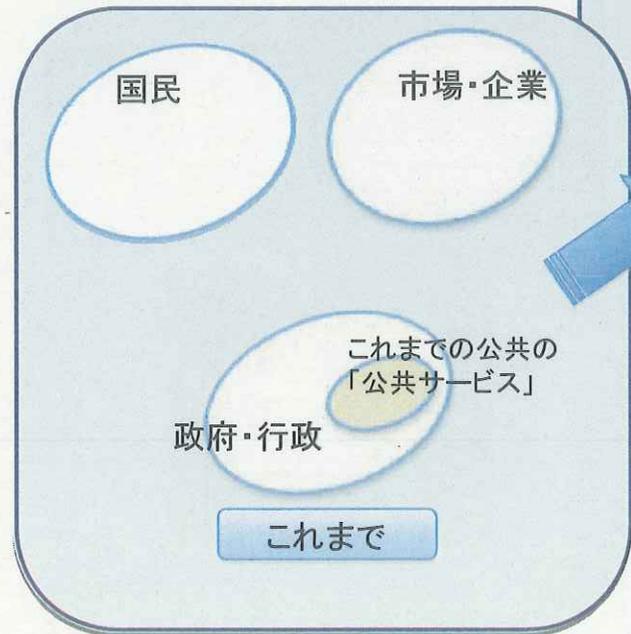
「新しい公共」のイメージ図

(1) 国民も変わる

- ・「お上依存」から、自らが選択する当事者へ。
- ・自らが当事者だという気持ちをもって行動する。
- ・ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本。ひとりでは解決できないような大きな社会問題が多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが重要。
- ・NPO等の事業体も、その社会的責任の増大に見合うべく、情報公開を進め、説明責任を果たす。

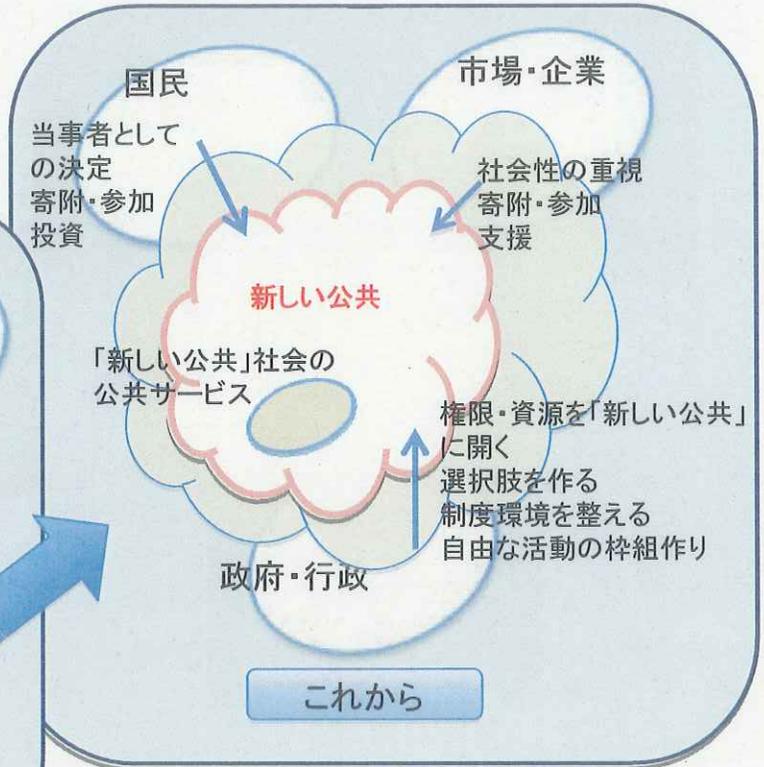
(2) 市場・企業も変わる

- ・企業も「新しい公共」の重要な担い手。
- ・本業における社会性や、社会貢献活動などによる多様な評価を積極的に求める。
- ・国民や政府と共に、短期的収益性のみではなく、長期的観点にたった、社会性の発揮が評価される社会を目指す。資本主義のあり方を見直す。



(3) 政府・行政も変わる

- ・「官」が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「国民が選ぶ社会」を作る。
- ・多様な主体が「新しい公共」に参画できるように、寄附税制を含め、社会制度を整備する。
- ・公務員制度改革、予算編成改革、情報公開、規制改革、地域主権を推進する。
- ・「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る。
- ・政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進める。
- ・国や自治体等と市民セクター等との関係の再編成。依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設する。
- ・今後の政府等の対応などをフォローアップし、公共を担うことについての国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をする場を設ける。



独立行政法人国立青少年教育振興機構 「子どもゆめ基金」の概要

1. 趣旨 未来を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。
2. 経緯
 - ・「国際子ども図書館設立推進議員連盟」が中心となり、子どもの未来のために有意義な基金の設立について検討。
 - ・内閣内政審議室の調整の結果、平成12年9月、国立オリンピック記念青少年総合センターに「子どもゆめ基金（仮称）」を置く方向で、森総理をはじめ関係者の一致をみた。
 - ・平成13年度予算に基金及び基金事業費を計上するとともに、「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律」を平成13年の通常国会に提出。（平成13年4月11日に公布・施行。）

〔参考〕「国際子ども図書館設立推進議員連盟」は、平成12年10月、「子どもの未来を考える議員連盟」に改組。

3. 予算額等

- ①基金 10,074百万円 ※平成22年3月末現在
 （平成13年度政府出資金：100億円、民間出せん金：74百万円）
- ②基金事業費 平成13年度 20億円
 平成14～22年度 23億円
 平成23年度予算案 23億円

◎行政刷新会議の事業仕分け(平成21年11月)の評価結果への対応

- ・基金は民間出せん金を残し、政府出資金全額を国庫返納。
- ・事業費を国立青少年教育振興機構運営費交付金の中で予算措置。

4. 事業内容

- ①助成事業：青少年団体等の行う以下の活動に対して助成金を交付
- イ) 子どもの体験活動の振興を図る活動
 - ロ) 子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ハ) インターネット等で利用可能な子ども向けの教材を開発・普及する活動
- ②普及啓発事業
 子どもの体験活動や読書活動の普及啓発事業等の実施

5. 助成事業の採択件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
応募件数	2,068	2,245	2,360	2,282	2,228	3,184	3,076	2,831	2,833	2,442
採択件数	1,706	1,940	2,070	1,951	2,016	2,477	2,342	2,183	2,218	2,068
採択率	82.5%	86.4%	87.7%	85.5%	90.5%	77.8%	76.1%	77.1%	78.3%	84.7%

3 宿泊施設の定員稼働率

平成21年1月から12月の全宿泊施設の定員稼働率(延べ宿泊者数/総収容人数)は、全国平均で43.6%であった(表4)。前年に比べて1.6%(ポイント)減少している(表4)。

また、都道府県別に見ると、東京都が64.7%、大阪府が60.5%、千葉県が58.1%と続く(図3)。

なお、施設規模別に見ると、従業者数10人から29人の宿泊施設が39.7%、従業者数30人から99人の宿泊施設が43.0%、従業者数100人以上の宿泊施設が48.1%であった。また、月別に見ると、最も稼働率が高いのは8月の56.0%、最も低いのは1月の37.0%であった(表4)。

表4 月別、従業者数別定員稼働率(平成21年1月~12月)

月別	総数	前年比 (差分)	従業者数別					
			10~29人		30~99人		100人以上	
				前年比 (差分)		前年比 (差分)		前年比 (差分)
年間合計	43.6%	-1.6%	39.7%	-0.1%	43.0%	-1.9%	48.1%	-2.7%
1月	37.0%	-1.6%	32.6%	-1.4%	36.5%	-1.4%	42.0%	-2.0%
2月	40.5%	-3.4%	36.3%	-2.9%	40.3%	-2.9%	45.0%	-4.3%
3月	44.6%	-2.5%	39.2%	-1.8%	44.1%	-2.0%	50.7%	-3.5%
4月	38.9%	-3.4%	34.6%	-2.8%	38.3%	-3.2%	43.9%	-4.0%
5月	41.9%	-3.3%	38.3%	-2.4%	42.3%	-2.7%	45.0%	-4.8%
6月	37.8%	-4.0%	34.6%	-2.6%	38.0%	-3.7%	40.6%	-5.8%
7月	43.3%	-2.3%	39.5%	-1.6%	42.6%	-2.4%	48.1%	-2.6%
8月	56.0%	-1.7%	49.5%	-1.4%	55.5%	-1.8%	63.2%	-1.7%
9月	45.8%	1.6%	41.7%	2.6%	45.7%	1.8%	50.0%	0.5%
10月	45.3%	-2.1%	40.2%	-1.0%	46.0%	-2.3%	49.7%	-2.8%
11月	44.3%	-3.4%	38.5%	-2.6%	45.0%	-3.7%	49.6%	-3.5%
12月	39.3%	-1.3%	33.8%	-1.0%	38.2%	-1.9%	46.7%	-0.2%

4 宿泊施設の客室稼働率

平成21年1月から12月の全宿泊施設の客室稼働率(利用客室数/総客室数)は、全国平均で59.7%であった(表5)。また、都道府県別に見ると、1位の東京都が76.0%、2位の京都府が73.8%、3位の千葉県が72.1%であった(図4)。

なお、施設規模別に見ると、従業者数10人から29人の宿泊施設が55.8%、従業者数30人から99人の宿泊施設が60.2%、従業者数100人以上の宿泊施設が64.2%であった。また、月別に見ると、最も稼働率が高いのは8月の68.2%、最も低いのは1月の51.1%であった(表5)。

表5 月別、従業者数別定員稼働率(平成21年1月~12月)

月別	総数	従業者数別		
		10~29人	30~99人	100人以上
年間合計	59.7%	55.8%	60.2%	64.2%
1月	51.1%	46.6%	52.0%	55.8%
2月	57.3%	52.7%	58.4%	61.9%
3月	60.2%	55.3%	61.1%	65.4%
4月	55.0%	50.3%	55.9%	59.9%
5月	56.5%	52.4%	58.1%	59.9%
6月	53.6%	50.0%	55.0%	56.7%
7月	59.6%	55.3%	60.3%	64.4%
8月	68.2%	62.2%	69.2%	74.8%
9月	62.9%	58.5%	64.0%	67.4%
10月	63.1%	58.2%	64.5%	68.0%
11月	61.1%	55.7%	62.6%	66.6%
12月	54.2%	49.4%	53.9%	61.4%

調査対象

【平成22年度第1四半期調査(1~3月)まで】

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基にした、従業員10人以上のホテル、旅館、簡易宿所。

【平成22年度第2四半期調査(4~6月)から】

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、標本理論に基づき抽出されたホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所など。